

聴聞に出頭しない「正当な理由」

川合 宏之

業法六十九条三項によれば、業者に対して聴聞の通知をした場合に、業者またはその代理人が正当な理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで行政処分をすることができるとなっている。

ここでいう「正当な理由」について、裁判例を神奈川県都市部建築指導課からご教示いただいたので、紹介することとする。

1 事案の概要

神奈川県知事は、某業者を処分する前提として、昭和六十三年十二月十九日に聴聞を行う旨を通知した。しかし、業者は、代表取締役が病気で入院中であることを理由に、出頭できない旨を連絡し、当日の聴聞に欠席した。

知事は、同月二十八日に、免許取消しの行政処分を行った。

これに対して、業者は、知事を相手方として行政処分の取消しを求める訴えを提起するとともに、行政事件訴訟法二十五条二項に基づく執行停止の申し立てとして、行政処分の効力の停止を求めた。

本件の裁判例は、この執行停止の申し立てに関するものである。

2 横浜地方裁判所の認定した事実

第一審である横浜地方裁判所の認定した事実は、おおむね次のとおりである。

この業者の取引に関して、昭和六十一年四月ごろから、神奈川県に多数の苦情申し立てがなされたので、県は業者を指導したが、いっこうに改善されなかった。

その後、昭和六十三年二月十七日から十一月二十八日までの間に、県はさらに十一件の苦情申し立てを受けたので、県は、これら十一件の紛争について、県に出頭して報告するよう、公文書で業者に求めた。なお、出頭のときに、売買契約書・重要事項説明書・領収書などを持参するよう求めた。

業者の代表取締役は、指定された期日に出頭したが、十一件のうち三件について説明しただけで、残りの八件については質問に応じず、資料も提出しないで、二時間ほどたってから、銀

行に用件があるといつて、退席してしまった。県は、十二月十九日に聴聞を行う旨の通知を作成し、これを十二月九日に、業者の本店と支店、代表取締役と二人の平取締役、それに一人の監査役あてに発送し、一人の平取締役以外には、いずれも送達された。

聴聞の公示も、十二月九日に、神奈川県公報により行った。

業者の「営業本部本部長」と、業者の代理人である弁護士とは、代表取締役の病氣入院を理由に、延べ三回にわたり、聴聞期日の延期を求めたが、県は、代表取締役の入院だけでは聴聞に欠席する正当な理由にならないと説明し、延期を拒否するとともに、ほかの役員・従業員・弁護士などを聴聞に出席させるよう勧めた。

結局、業者は、だれも聴聞に出席しなかった。県は、聴聞手続きを行わずに、十二月二十八日に免許取消しの行政処分を行った。

なお、裁判所の認定によれば、代表取締役は、体重減少を理由に、十二月十七日、自分から精密検査を求めて入院したが、無断で頻繁に外出し、病院の規則に従わないため、十二月二十一日に強制的に退院させられた。

3 横浜地方裁判所の決定

横浜地方裁判所は、いわゆる大前提として、次のように述べている。

「宅地建物取引業」法六十九条三項所定の「正当な理由」とは、指定された聴聞期日が風水害等による交通の途絶等の被処分者の責に帰せられない不測の障害の場合をいうものと解され、同条一項が被処分者（その役員）だけでなく、その取引主任者、取引主任者資格者のほかにこれらの代理人の出席を認めている趣旨からすれば、被処分者が代理人を選任できない程の急病等がある場合に限り、被処分者の個人的事由も聴聞期日欠席の正当理由になると解されるが、申立人の事務繁忙、単なる病氣、出張不在、法律の不知等は右正当理由に該当しないというべきである。」

そして、前述の認定事実に基づき、次のように判断している。

a 代表取締役は聴聞期日に出席できないほどの病状であったとは認められない。

b かりに代表取締役が出席できないとしても、本件行政処分の原因となった十一件の苦情申し立てについては、県からそのつど照会を受けたり、出頭して報告するよう求められたりして、業者は違反の内容がわかっていたのだから、社内で弁明事項を取りまとめて、別の者に弁明を委任する時間的余裕も十分にあった。

c 業者は株式会社であり、代表取締役のほか役員が三人、実質的な経営者である「営業本部長」、代理人である弁護士がいるのだから、聴聞期日に出席するにふさわしい者が複数いたと

認められる。

d 弁明に必要な売買契約書・重要事項説明書などは、すべて業法などで保存義務を課せられているから、業者が法律を守っている限り、容易に準備できるものである。

e 「営業本部長」と弁護士は、いずれも県から、代表取締役の入院は正当な理由にならないと警告されていたのだから、代表取締役に代わる代理人を選任しなければならないことを十分に理解していた。

横浜地方裁判所は、以上の理由により、代表取締役が聴聞期日に欠席したことは、正当な理由にならないとし、「本案について理由がないから行政事件訴訟法二十五条三項により却下する」という決定を行った。（平成元年行ク第一号執行停止申立事件 平成元年二月二十七日決定）

4 東京高等裁判所の判断

業者は、行政事件訴訟法二十五条六項に基づき、東京高等裁判所に即時抗告を行った。

東京高等裁判所は、第一審の決定を全面的に支持し、「一件記録を精査するに、当裁判所もまた抗告人の執行停止申立ては理由がなく却下すべきものと判断するものであって、その理由は、原決定に説示するところと同一であるから、これを引用する。」として、即時抗告を棄却する決

定を行った。（平成元年行ス第五号執行停止申立却下決定に対する抗告事件 平成元年五月三十一日決定）

5 最高裁判所の判断

業者はさらに、民事訴訟法四一九条の二に基づき、最高裁判所に特別抗告を行った。

同条によれば、特別抗告ができるのは、「憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキ」に限られている。

最高裁判所は、「本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、同条所定の場合に当たらないと認められるから、本件抗告を不適法として却下」という決定を行った。（平成元年行ト第一五号 平成元年九月二十一日決定）

（専務理事）